

## 「市民報告会」質問回答担当割当一覧

章 名	担当会派等
前文	委員長
第一章 総則 第1条 (目的) 第2条 (基本理念) 第3条 (基本方針)	委員長
第二章 議会及び議員の活動原則 第4条 (議会の活動原則) 第5条 (議員の活動原則)	みらい福島
第三章 災害対応 第6条 (災害時における議会の活動) 第7条 (災害時における議員の活動)	みらい福島
第四章 議会運営 第8条 (民主的かつ効率的な議会運営) 第9条 (議会の会期) 第10条 (議長の責務と役割) 第11条 (委員会の適切な運営) 第12条 (全員協議会及び委員協議会) 第13条 (会派) 第14条 (政務活動費)	真政会
第五章 市民と議会の関係 第15条 (会議の公開) 第16条 (情報の共有及び公開) 第17条 (市民参加の推進)	社民党・護憲連合
第六章 議会と行政の関係 第18条 (市長等と議会及び議員の関係) 第19条 (重要な政策等の説明) 第20条 (説明資料の要求) 第21条 (議決事件の拡大)	公明党
第七章 自由討議の推進 第22条 (議員相互間の自由討議) 第23条 (政策討論会) 第24条 (政策立案及び政策提言の推進)	共産党
第八章 議会の機能強化 第25条 (議会改革の推進) 第26条 (議員研修の充実及び強化) 第27条 (議会事務局の機能強化及び体制整備) 第28条 (議会予算の確保) 第29条 (議会図書室の機能強化)	市民21
第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇 第30条 (議員の政治倫理) 第31条 (議員定数) 第32条 (議員報酬)	真政会
第十章 最高規範性と見直し手続 第33条 (最高規範性) 第34条 (見直し手続)	共産党
章の枠を超えた質問	委員長